

生活相談員の資格要件について

平成22年6月1日

平成30年2月8日改正

愛媛県長寿介護課

厚生労働省令等で配置を義務づけられている指定介護老人福祉施設、指定通所介護事業所、指定短期入所者生活介護事業所及び指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件は、平成30年4月1日から次のとおりとします。

なお、平成30年3月31日までの当該要件の取扱いについては、従前の取扱いを適用しますので、ご留意ください。

記

【生活相談員資格要件】

次の（１）から（４）の要件のいずれかに該当すること

- （１）社会福祉士
- （２）社会福祉主事任用資格（社会福祉法第19条第1項の規定による）
- （３）精神保健福祉士
- （４）その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員（介護保険法第69条の2の規定により、介護支援専門員資格登録簿に登録されている者）
 - イ 介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事業所に常勤職員として通算2年以上の勤務経験を有する者

（参考）

指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定介護老人福祉施設には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられており、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

- ・指定通所介護、指定短期入所生活介護
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。
- ・指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項によること。
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項では生活相談員について、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

また、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とは以下のとおり規定されています。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者
- ③社会福祉士
- ④同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの

↓

*社会福祉法施行規則第1条の2で以下のとおり規定

- ①精神保健福祉士
- ②大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

なお、指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において指定通所介護事業所等他の事業所と同等であることから、同様の資格要件を求めるものである。

※備考

【生活相談員資格要件】（４）イ「介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事業所に常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する者」についての解釈は、次のとおり。

1 「介護福祉士であって」について

生活相談員就任日現在において介護福祉士の資格を有している者であることを要する。
(当該資格取得の年月は問わない。)

2 「社会福祉事業等を行う施設・事業所」について

社会福祉事業等を行う施設・事業所とは、社会福祉法第２条第２項及び同条第３項に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を提供する施設・事業所又は介護保険法第８条第11項、第21項、第８条の２第９項で規定される特定施設入居者生活介護のサービスを提供する施設であることを要する。

3 「常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する」について

通算２年以上の勤務経験の算定については、現在勤務する施設・事業所での勤務年数に限らず、生活相談員就任までに他の社会福祉事業等を行う施設・事業所での常勤職員としての勤務年数を通算できるものとする。(勤務年数が連続した２年である必要はない。)

通算可能な勤務年数については、社会福祉事業等において法令等で規定される人員基準で明確に配置を求められている職種に限るものとする。